

岩手県監査委員告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年8月8日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
 岩手県監査委員 佐々木 茂 光
 岩手県監査委員 五 味 克 仁
 岩手県監査委員 中 野 玲 子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
政策企画部広聴広報課	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入、支出等の事務が適正になされているか、また、収入確保に係る債権管理、未収金回収等が適正になされているか、事務事業の執行に係る委託事業の契約事務、補助事業の交付決定事務等が適正になされているか等に着眼して監査を行った。
総務部財政課	〃	〃
環境生活部環境保全課	〃	〃
農林水産部団体指導課	〃	〃
農林水産部農業振興課	〃	〃
農林水産部農業普及技術課	〃	〃
農林水産部農村計画課	〃	〃
農林水産部農村建設課	〃	〃
農林水産部農産園芸課	〃	〃
県土整備部建設技術振興課	〃	〃
県土整備部都市計画課	〃	〃
県土整備部建築住宅課	〃	〃
県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター	〃	〃
県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター	〃	〃
県南広域振興局農政部花巻農林振興センター	〃	〃
県南広域振興局農政部遠野農林振興センター	〃	〃
県南広域振興局農政部一関農林振興センター	〃	〃
県南広域振興局農政部北上農村整備センター	〃	〃
県南広域振興局農政部一関農村整備センター	〃	〃
県南広域振興局土木部花巻土木センター	〃	〃
県南広域振興局土木部北上土木センター	〃	〃
県南広域振興局土木部遠野土木センター	〃	〃
県南広域振興局土木部一関土木センター	〃	〃

県南広域振興局一関審査指導監	〃	〃
沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター	〃	〃
沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター	〃	〃
沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター	〃	〃
沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター	〃	〃
沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター	〃	〃
沿岸広域振興局宮古審査指導監	〃	〃
沿岸広域振興局大船渡審査指導監	〃	〃
岩手県中部保健所	〃	〃
岩手県一関保健所	〃	〃
岩手県大船渡保健所	〃	〃
岩手県宮古保健所	〃	〃
奥州農業改良普及センター	〃	〃
一関農業改良普及センター	〃	〃
宮古農業改良普及センター	〃	〃
岩手県教育委員会事務局教職員課	〃	〃
岩手県人事委員会事務局	〃	〃
岩手県監査委員事務局	〃	〃
岩手県労働委員会事務局	〃	〃

2 監査の結果 以上の機関については、監査した限りにおいて、一部に留意改善を要する事項が認められたものの、他の監査の対象となった事項は、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好と認められた。

(1) 農林水産部団体指導課 委託業務の執行に当たり、変更事由発生後変更契約をしていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 農林水産部農業振興課 物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが1件、2,287,180円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 県南広域振興局土木部北上土木センター 委託業務の執行に当たり、変更契約の時期が不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。